

# 久留米広域合併協議会(第14回)議案等

## 《報告事項》

報告第20号 第13回協議会以降の協議会活動について P 1, 2

## 《議案》

第22号議案	町名・字名の取扱いについて	(第10回協議会議案等 P 10 ~ 12)
第32号議案	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	(第11回協議会議案等 P 12 ~ 15)
第37号議案	財産の取扱いについて	(第12回協議会議案等 P 15 ~ 17)
第38号議案	事務組織及び機構の取扱いについて	(第12回協議会議案等 P 18 ~ 21)
		(第13回協議会議案等 P 6 ~ 13)
第40号議案	慣行の取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 14 ~ 17)
第41号議案	斎場に関する取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 18 ~ 20)
第42号議案	ごみ処理に関する取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 21 ~ 26)
第43号議案	下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 27 ~ 31)
第44号議案	介護保険事業の取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 32 ~ 35)
第45号議案	保健医療事業の取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 36 ~ 40)
		P 3
第46号議案	行政区の取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 41 ~ 46)
第47号議案	コミュニティ施策の取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 47 ~ 50)
第48号議案	国民健康保険事業の取扱いについて	(第13回協議会議案等 P 51 ~ 54)
第49号議案	保育事業の取扱いについて	P 4 ~ 6
第50号議案	消防防災事業の取扱いについて	P 7 ~ 10
第51号議案	消防団の取扱いについて	P 11 ~ 13
第52号議案	上水道事業の取扱いについて	P 14 ~ 21
第53号議案	一部事務組合等の取扱いについて	P 22 ~ 25
第54号議案	公共的団体等の取扱いについて	P 26 ~ 28
第55号議案	使用料、手数料等の取扱いについて	P 29 ~ 31
第56号議案	補助金、交付金等の取扱いについて	P 31 ~ 34

報告第20号

第13回協議会以降の協議会活動について

第13回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

## 第13回協議会以降の協議会活動について

## 《会議》

12月11日 合併協議会幹事会(第14回) 合併協定項目の第14回協議会提出議案  
協議会(第14回)開催要領(案)など

## 《専門部会、分科会活動》 前回報告以降分

現在、合併協定項目ごとの調整内容(案)の作成を行っています。  
また、システムWGでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。  
第14回協議会に提案する合併協定項目に関する部会をはじめ、延べ3部会・2分科会・  
12WGが開催されました。

12月 1日 消防防災分科会、し尿WG  
12月 2日 国民健康保険料(税)システムWG  
12月 4日 生活環境部会、戸籍・住民分科会戸籍WG、戸籍・住民分科会総務WG  
12月 8日 個人住民税システムWG、介護保険システムWG  
12月 9日 総務部会  
12月10日 総合調整部会  
12月11日 農業委員会分科会、戸籍・住民分科会住基WG  
12月12日 保健情報システムWG、選挙システムWG  
12月17日 農家台帳システムWG  
12月18日 戸籍・住民分科会戸籍WG、戸籍・住民分科会総務WG

## 乳幼児医療について

福岡県内の乳幼児医療制度における助成状況は下表のとおりです。

乳幼児医療費の助成状況（平成16年1月1日時点の状況）

区分	対象年齢	自治体数	市町村名	備考
入院	就学前迄	96	県内全市町村	県の補助対象
通院	就学前迄	5	津屋崎町、 <u>北野町</u> 、香春町、 方城町、犀川町	3歳以上は県の補助対象外
	5歳未満	1	筑紫野市	
	4歳未満	14	北九州市、福岡市、宗像市、 古賀市 那珂川町、宇美町、篠栗町、 志免町、須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町、福間町、 大島村	
	3歳未満	76	その他の市町村	県の補助対象

第49号議案

保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	33	協定項目名	保育事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 保育時間について 公立保育所については、合併時は現行どおりとし、私立保育所については、地域の実情や保護者のニーズにより各保育所が決定する。</p> <p>(2) 保育料について 保育料については、平成17年度までは現行どおり(各市町の軽減率を適用)とし、平成21年度までに統一を図る。また、統一する保育料の額及び暫定措置(経過措置)の内容については合併後に調整する。</p>			

## 保育事業の取扱いについて

### 1. 保育時間について

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
公立保育所数	13 保育所	6 保育所	2 保育所		1 保育所
開所時間及び施設数	7:30～18:00 (13 施設)	7:30～18:00 (1 施設) 7:45～18:00 (2 施設) 8:00～18:00 (3 施設)	7:30～18:30 (2 施設)		7:20～18:30 (1 施設)
私立保育所数	34 保育所		3 保育所	5 保育所	2 保育所
開所時間及び施設数	7:00～18:00 (34 施設)		7:00～18:00 (1 施設) 7:30～18:30 (2 施設)	7:00～18:00 (5 施設)	7:00～18:00 (1 施設) 7:15～18:30 (1 施設)

### 2. 保育料について

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
保育料階層区分	9 階層	9 階層	7 階層	14 階層	12 階層
年 齢 区 分	3 区分	3 区分	3 区分	2 区分	2 区分
軽 減 率 (平成14年度決算)	19.1%	13.6%	22.7%	58.8%	40.7%
平成14年度 3歳未満児保育料 所得税非課税世帯	17,000円	19,500円	16,500円	9,000円	10,500円
平成14年度 3歳未満児保育料 所得税100,000円 課税世帯	34,000円	43,000円	38,000円	21,000円	25,000円
平成14年度 3歳未満児保育料 最高額	56,200円	55,000円	57,000円	27,000円	34,000円

第50号議案

消防防災事業の取扱いについて

消防防災事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國



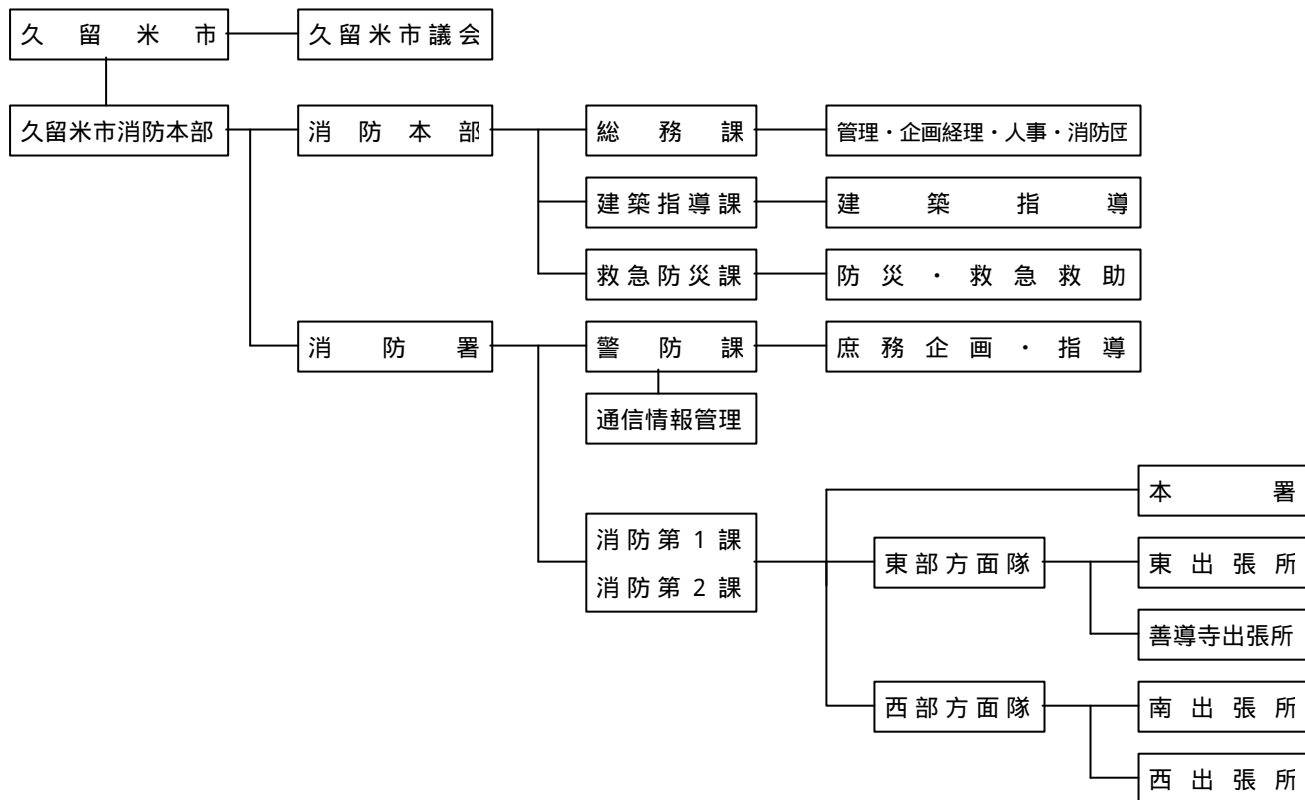
(別紙)

協定項目番号	25	協定項目名	消防防災事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>消防防災事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 常備消防体制 現行の久留米市区域については、当分の間、久留米市消防本部が引き続き処理する。 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町については、福岡県南広域消防組合から脱退し、当分の間、新市が4町の区域を対象として福岡県南広域消防組合に加入する。 なお、4町の区域は、現行の久留米市区域の消防サービスとの均衡を図ることを基本として、福岡県南広域消防組合との新たな応援協定について協議調整を行う。 また、将来の消防体制のあり方については、検討委員会(仮称)を設置し検討する。</p> <p>(2) 防災 合併時には、各市町の防災会議、地域防災計画並びに水防協議会、水防計画を新市で一本化する。</p>			

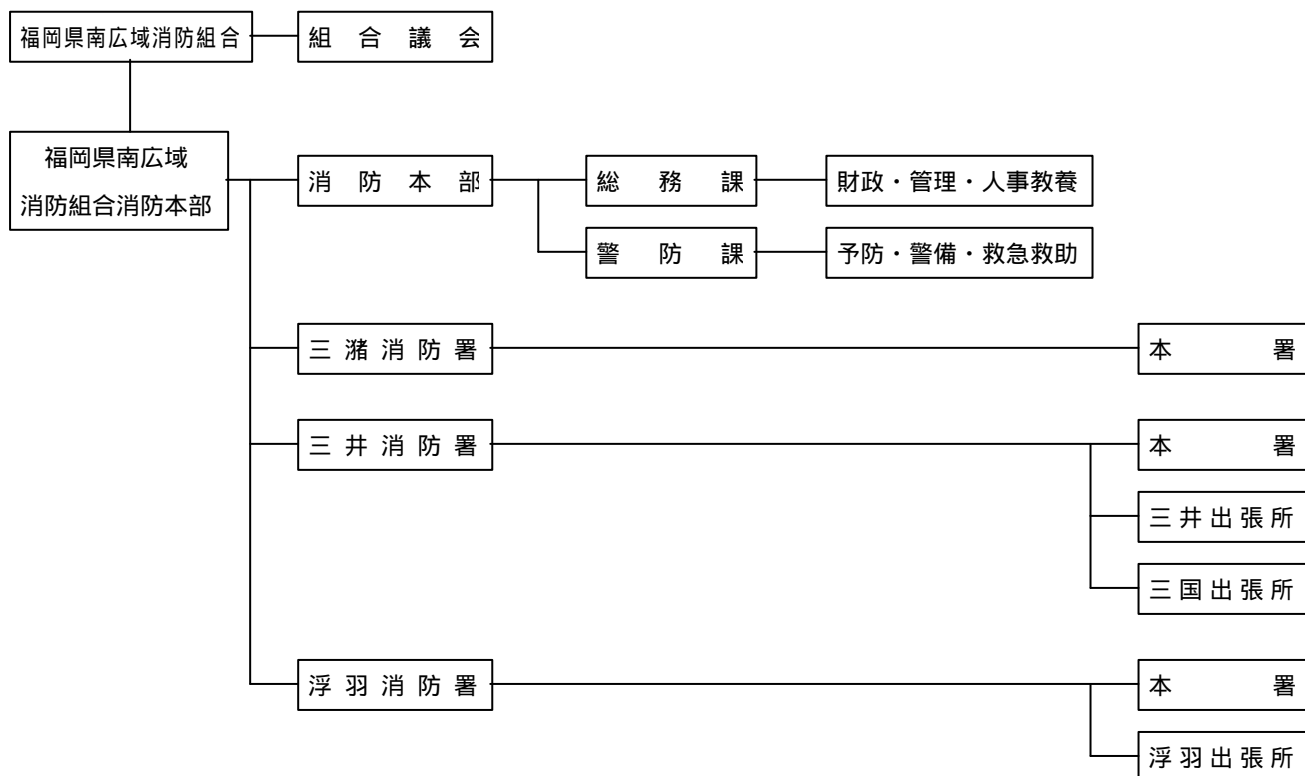
## 消防防災事業の取扱いについて

### (1) 常備消防体制

#### 【現行の久留米市区域】



#### 【現行の4町区域】



## ( 2 ) 防災

### 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条に基づき、地域に係る防災対策に関し、効果的な実施及び災害による被害を軽減することを目的として定めたもの。

- ( 1 ) 住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事項事項
- ( 2 ) 地域に係る防災施設の整備、教育及び訓練、防災知識の普及啓発等の災害予防に関する事項
- ( 3 ) 災害に関する予報、警報の発令及び情報の収集及び伝達・避難・水防・救護・救助衛生・その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項
- ( 4 ) 地域に係る防災に関し、地域の関係団体が処理すべき事項

### 水防計画とは

水防法第25条の規定に基づき、地域に係る河川の洪水等の水災を警戒し、防御し、その被害を軽減することを目的として定めたもの。

### 地域防災計画及び水防計画の策定状況

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
地域防災計画	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済
水防計画	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済

第 5 1 号議案

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 2 0 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	26	協定項目名	消防団の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>消防団については、当分の間、現行どおりの消防体制を維持するものとし、新市において、消防団の活性化及び組織力の向上をめざし、地域の特性を考慮した組織再編を図る。</p>			

## 消防団の取扱いについて

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町	合計
組 織	団	1	1	1	1	1	5
	分団	26	7	5	3	3	44
	計	26	18				
	部又は班	0	14	26 (班)	13	11	64
団員数	定員(人)	799	302	161	160	165	1,587
	計	799	788				
	実員(人)	793	301	161	157	165	1,577
車 両	消防ポンプ車等(台)	27	14	6	13	11	71
	計	27	44				
	その他車両(台)	2	2	1	1	1	7

第52号議案

上水道事業の取扱いについて

上水道事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	29	協定項目名	上水道事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>上水道事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 上水道事業計画について 城島町及び三瀧町の上水道事業については、久留米市に統合する。 また、現在三井水道企業団の給水区域にある北野町については、合併の日に新市として北野町の地位を承継する形で三井水道企業団に加入し、その後のあり方については合併後三井水道企業団と調整する。 上水道事業計画については、このような状況を踏まえるとともに、田主丸町への上水道の普及を含め、新市における一体的な整備をめざしたものとする。</p> <p>(2) 料金体系について 料金体系については、現行の料金体系を継続し、合併後3年を目途に統一に向けた調整を行う。 なお、料金体系統一までの間、城島町及び三瀧町については、基本水量及びメーター使用料の調整により、使用者の負担軽減を図る。 また、北野町についても、同様の軽減相当分を別途措置することとし、その内容や方法等については合併までに検討する。</p> <p>(3) 加入金・負担金について 城島町及び三瀧町の加入金については、現行どおりとし、料金体系統一時に統一する。 また、負担金については、久留米市の例により統一する。なお、北野町については三井水道企業団の例による。</p> <p>(4) 手数料について 城島町及び三瀧町の手数料については、久留米市の例により統一する。なお、北野町については三井水道企業団の例による。</p> <p>(5) 簡易水道事業について 田主丸町の簡易水道事業については、新市で事業を引継ぐ。なお、その上水道事業への取り込み等については、上水道事業統合後の事業計画のなかで調整する。</p>			



## 上水道事業の取扱いについて

## (1) 上水道事業計画について

上水道事業については、久留米市、城島町、三潁町で実施している。北野町については三井水道企業団に加入し、同企業団で実施している上水道事業の給水区域となっている。

項 目		久留米市	城島町	三潁町	三井水道企業 団(北野町)
計画給水人口(人)		262,500	14,500	10,600	76,700
目 標 年 次		平成 26 年	平成 12 年	昭和 55 年	平成 22 年
計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> )		135,800	5,300	2,840	25,100
計画一日平均給水量(m <sup>3</sup> )		104,600	3,987	1,830	19,200
平成 14 年度	行政区域内人口(人)	235,383	14,160	15,948	90,042 (17,744)
	現在給水人口(人)	231,327	14,144	15,793	63,852 (12,455)
	現在給水戸数(戸)	100,723	4,293	4,387	20,297 ( 3,674)
	普及率(%) ( ÷ )	98.3	99.9	99.0	70.9 ( 70.2)
	一日最大給水量(m <sup>3</sup> )	91,286	4,409	3,682	16,336
	一日平均給水量(m <sup>3</sup> )	74,202	3,615	2,975	13,488
水 源 (m <sup>3</sup> / 日)	自 己 水 源	103,000	-	-	-
	福岡県南広域水道企業 団から受水	35,800	5,300	4,900	17,000
	山神水道企業団から受 水	-	-	-	8,100
	合 計	138,800	5,300	4,900	25,100

三潁町については現在平成 26 年を目標年次として事業計画変更について福岡県と協議中。

久留米市の自己水源は筑後川の表流水。

福岡県南広域水道企業団からの受水は平成 22 年度完成予定の大山ダム分を含む。

普及率については行政区域内人口に占める給水人口で表示。

(2) 料金体系について

料金体系相違点

項目	体系別		消費税等課税方法		料金構成			従量料金性質
	口径別	用途別	外税	内税	基本料金	従量料金	メーター使用料	
久留米市								遞増
北野町								均一
城島町								均一
三潁町								均一

北野町は三井水道企業団の料金体系を表示。

現行料金表(月額)

ア. 久留米市

項目	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm	250 mm
基本料金 (円)	750	1,200	2,480	6,000	13,600	32,000	62,500	124,000	270,000	313,000
基本水量 (m <sup>3</sup> )	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0
従量料金 (円)	1 ~ 10 m <sup>3</sup> ... 基本水量 11 ~ 20 m <sup>3</sup> ... 150 円/m <sup>3</sup> 21 ~ 50 m <sup>3</sup> ... 225 円/m <sup>3</sup> 51 ~ 100 m <sup>3</sup> ... 275 円/m <sup>3</sup> 101m <sup>3</sup> ~ ... 325 円/m <sup>3</sup>			1 ~ 20 m <sup>3</sup> ... 150 円/m <sup>3</sup> 21 ~ 50 m <sup>3</sup> ... 225 円/m <sup>3</sup> 51 ~ 100 m <sup>3</sup> ... 275 円/m <sup>3</sup> 101m <sup>3</sup> ~ ... 325 円/m <sup>3</sup>						

久留米市ではメーター使用料を徴収していない。

(料金算出例) 口径 20 mm、月 24m<sup>3</sup> 使用...{1,200+150 × (20 - 10)+225 × 4} × 1.05 = 3,780 円

(料金算出例) 口径 20 mm、月 50m<sup>3</sup> 使用...{1,200+150 × (20 - 10)+225 × 30} × 1.05 = 9,922 円

(円未満端数切捨)

イ. 北野町(三井水道企業団)

項目	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	125 mm	150 mm
基本料金 (円)	1,700	3,400	5,100	8,500	17,000	34,000	68,000	85,000	170,000
基本水量 (m <sup>3</sup> )	10	20	30	50	100	200	400	500	1,000
従量料金 (円)	180 円 / m <sup>3</sup>					200 円 / m <sup>3</sup>			
メーター 使用料(円)	100	150	200	400	600	800	0	0	0

(料金算出例) 口径 20 mm、月 24m<sup>3</sup> 使用...{3,400+180 × (24 - 20)+150} × 1.05 = 4,480 円

(料金算出例) 口径 20 mm、月 50m<sup>3</sup> 使用...{3,400+180 × (50 - 20)+150} × 1.05 = 9,390 円

(10 円未満端数切捨)

ウ．城島町

(一般用)

項目	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm
基本料金 (円)	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
基本水量 (m <sup>3</sup> )	8	8	8	8	8	8	8
従量料金 (円)	175 円 / m <sup>3</sup>						
メーター 使用料(円)	70	140	170	220	280	1,180	2,300

(料金算出例) 口径 20 mm、月 24m<sup>3</sup> 使用... $1,380+175 \times (24 - 8)+140=4,320$  円

(料金算出例) 口径 20 mm、月 50m<sup>3</sup> 使用... $1,380+175 \times (50 - 8)+140=8,870$  円

(学校用)

項目	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm
基本料金 (円)	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
基本水量 (m <sup>3</sup> )	50	50	50	50	50	50	50
従量料金 (円)	175 円 / m <sup>3</sup>						
メーター 使用料(円)	70	140	170	220	280	1,180	2,300

(公民館用)

項目	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm
基本料金 (円)	340	340	340	340	340	340	340
基本水量 (m <sup>3</sup> )	2	2	2	2	2	2	2
従量料金 (円)	175 円 / m <sup>3</sup>						
メーター 使用料(円)	70	140	170	220	280	1,180	2,300

エ．三瀨町

(一般用)

項目	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm
基本料金 (円)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
基本水量 (m <sup>3</sup> )	8	8	8	8	8	8
従量料金 (円)	180 円 / m <sup>3</sup>					
メーター 使用料(円)	70	100	130	350	2,000	2,300

(料金算出例) 口径 20 mm、月 24m<sup>3</sup> 使用... $1,440+180 \times (24 - 8)+100=4,420$  円

(料金算出例) 口径 20 mm、月 50m<sup>3</sup> 使用... $1,440+180 \times (50 - 8)+100=9,100$  円

(官公署・病院用)

項目	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm
基本料金 (円)	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
基本水量 (m <sup>3</sup> )	15	15	15	15	15	15
従量料金 (円)	180円/m <sup>3</sup>					
メーター 使用料(円)	70	100	130	350	2,000	2,300

(学校・工業用)

項目	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm
基本料金 (円)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
基本水量 (m <sup>3</sup> )	100	100	100	100	100	100
従量料金 (円)	180円/m <sup>3</sup>					
メーター 使用料(円)	70	100	130	350	2,000	2,300

(公民・分館用)

項目	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm
基本料金 (円)	360	360	360	360	360	360
基本水量 (m <sup>3</sup> )	2	2	2	2	2	2
従量料金 (円)	180円/m <sup>3</sup>					
メーター 使用料(円)	70	100	130	350	2,000	2,300

(3) 加入金・負担金について

加入金...給水装置の新設等にあたり給水申込者が納付する金額。 (単位：円)

	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	125 mm	150 mm
北野町	40,000	80,000	148,000	/	440,000	800,000	75 mm以上は企業長が定める額			
	50,000	80,000	185,000		550,000	1,000,000				
城島町	31,500	73,500	115,500	168,000	294,000	472,500	1,050,000	/	/	/
三瀨町	41,200	61,800	92,700	144,200	257,500	401,700	906,400	町長が定める	/	/

久留米市では加入金を徴収していない。

北野町は三井水道企業団の加入金を表示(上段は一般の場合、下段は開発の場合)。

表示金額の消費税等については北野町は税抜き、城島町、三瀨町は税込みとなっている。

負担金...宅地造成及び住宅建設等に際し、新規の給水にあたり公道への配水管等布設の必要がある場合の工事費に対する申込者の自己負担金。

久留米市	城島町	三瀨町	三井水道企業団 (北野町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成(土地 区画整理事業等) 申込者 60%負担</li> <li>・3戸以上の申請 72,000円/戸</li> <li>・2戸以下の申請 210,000円/戸 (工事延長 60m まで)</li> </ul>	(規程なし) 全額申込者負担	3戸以上の申請で 申込者 50%負担	(規程なし) 申込者負担なし

( 4 ) 手数料について

項 目	久留米市	城島町	三漕町	三井水道企業団 (北野町)
給水装置工事手 数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13～25 mm 3,000 円/件</li> <li>・ 40～50 mm 10,000 円/件</li> <li>・ 75 mm以上 20,000 円/件</li> <li>・ 撤去 1,000 円/件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,000 円/件</li> <li>・ 撤去は無料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,000 円/件</li> <li>・ 撤去は無料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込手数料 100 円/件</li> <li>・ 竣工検査手数料 1,000 円/件</li> <li>・ 材料検査手数料 配水管 100 円/10m 各種水栓類 50 円/個</li> <li>・ 撤去は無料</li> </ul>
指定給水装置工 事業者指定手 数料	5,000 円/件	5,000 円/件	5,000 円/件	2,000 円/件
構造材質基準適 合確認手数料	20,000 円/件	20,000 円/件	20,000 円/件	-

( 5 ) 簡易水道事業について

簡易水道事業については田主丸町でのみ実施されている。 (平成 14 年度)

町 名	地 区	箇 所	現在給水 人 口 (人)	現在給水 戸 数 (戸)	一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	一日平均給水量 (m <sup>3</sup> )	水道 使用料
田主丸町	竹野地区	5	1,867	433	324	324	年額 1,800 円 / 戸
	石垣地区	1	512	127	120	112	
合計	2	6	2,379	560	444	436	

使用者は水道使用料のほか必要に応じ施設維持管理等のための負担金を支出。

第53号議案

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	14	協定項目名	一部事務組合等の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>一部事務組合等については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 八女西部広域事務組合、甘木・朝倉・三井環境施設組合、浮羽郡衛生施設組合、両筑衛生施設組合、田主丸町吉井町衛生施設組合、福岡県南広域消防組合、三井水道企業団及び浮羽老人ホーム組合については、現在当該組合に加入している町の地位を承継する形で、合併の日の新市として加入する。</p> <p>(2) 田主丸町、北野町、城島町及び三潁町が加入している、福岡県介護保険広域連合、福岡県自治会館管理組合及び福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>(3) 福岡県南広域水道企業団、久留米広域市町村圏事務組合、久留米市外四市町高等学校組合、久留米市外三市町新川組合、福岡縣市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、新市として引き続き加入する。</p> <p>(4) 福岡縣市町村職員退職手当組合については、合併までに調整する。</p> <p>(5) 田主丸町が加入している浮羽郡自治会館組合については、解散の方向で調整する。</p>			



## 一部事務組合等の取扱いについて

## 一部事務組合・広域連合

	事務組合の名称	共同処理する事務	構成市町				
			久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
(1)	八女西部広域事務組合	可燃ごみ処理、不燃ごみ処理及び資源ごみ処理 火葬					
	甘木・朝倉・三井環境施設組合	可燃ごみ処理、不燃ごみ・粗大ごみ処理					
	浮羽郡衛生施設組合	ごみ処理 し尿処理					
	両筑衛生施設組合	し尿処理					
	田主丸町吉井町衛生施設組合	火葬場					
	福岡県南広域消防組合	消防・救急業務					
	三井水道企業団	末端給水					
	浮羽老人ホーム組合	養護老人ホームの設置及び管理運営					
(2)	福岡県介護保険広域連合	介護保険事務					
	福岡県自治会館管理組合	自治会館の管理運営					
	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	消防団員等の公務災害補償事務					
(3)	福岡県南広域水道企業団	水道用水供給					
	久留米広域市町村圏事務組合	広域市町村圏計画の策定及び連絡調整等					
	久留米市外四市町高等学校組合	高等学校					
	久留米市外三市町新川組合	河川の維持管理					
	福岡県市町村災害共済基金組合	災害共済に関する事務等					
	福岡県自治振興組合	市町村職員研修及び採用試験					
(4)	福岡県市町村職員退職手当組合	退職手当の支給事務					
(5)	浮羽郡自治会館組合	自治会館の管理運営					

## 一部事務組合等の取扱いについて

## 【参考事例】

団体名	合併関係 市町村名	合併方式	合併 年月日	協定項目の内容
新潟市	新潟市 黒埼町	編入	H13.1.1	(1)黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。 ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。 (2)黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。
潮来市	潮来町 牛堀町	編入	H13.4.1	(1)牛堀町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 (2)潮来・牛堀二町環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、潮来町に引き継ぐものとする。
廿日市市	廿日市市 佐伯町 吉和村	編入	H15.3.1	(1)佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。 ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。 (2)佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。 (3)佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。
福山市	福山市 内海町	編入	H15.2.3	福山市と内海町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。 内海町のみが加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 沼隈内海広域行政組合については、福山市が地位を継承する。
新居浜市	新居浜市 別子山村	編入	H15.4.1	別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
呉市	呉市 下蒲刈町	編入	H15.4.1	下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

第54号議案

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	16	協定項目名	公共的団体等の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1市4町の全部または一部に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 1市4町の全部または一部に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。</p> <p>(3) 1市4町の全部または一部に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p> <p>(4) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。</p>			

## 公共的団体等の取扱い

### 1 公共的団体等の定義

ここでは、公共的団体等の定義を次のとおりとした。

団体の設置について市・町の意味が関与しているもの

市・町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの

市・町から補助金が交付されるなど、市・町の事業に大きく関与しているもので、継続性をもつ団体

ただし、(a)国・県・郡レベルの組織への加入等、(b)1市町にのみ関係しているもの、(c)市町職員等で構成する連絡会・協議会的なもの、についてはこの取扱いから省いた。

### 2 合併特例法上の規定

合併特例法第16条第8項...「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」

第 5 5 号議案

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 2 0 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	15	協定項目名	使用料、手数料等の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、同一又は同種の制度については原則として可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>ただし、統一することにより住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面又は当分の間、現行どおり或いは経過措置等を講じるものとする。</p>			

## 使用料、手数料等の取扱いについて

## 【参考事例】

団体名	合併関係 市町村名	合併方式	合併 年月日	協定内容
呉市	呉市 下蒲刈町	編入	H15.4.1	(1) 使用料は、呉市の制度に統一する。 ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。  (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。
廿日市市	廿日市市 佐伯町 吉和村	編入	H15.3.1	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。 ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。  (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。  (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。  (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
潮来市	潮来町 牛堀町	編入	H13.4.1	(1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。 ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。  (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。  ほぼ総務省マニュアルに準じた内容



第56号議案

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	17	協定項目名	補助金、交付金等の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>補助金、交付金等については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 各市町同一又は同種の制度については、均衡を失しないように調整を図り、原則として統一するものとする。 ただし、これにより難しい場合は、当面又は当分の間、現行どおりとする。</p> <p>(2) 各市町独自の補助制度で、新市においてもなお必要性・有効性等が認められる場合には存続する。</p> <p>(3) 各市町独自の補助制度で、上記以外のものは廃止する。 ただし、廃止することにより住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面又は当分の間、現行どおりとする。</p>			

## 補助金、交付金等の取扱いについて

## 【参考事例】

団体名	合併関係 市町村名	合併方式	合併 年月日	協定内容
呉市	呉市 下蒲刈町	編入	H15.4.1	<p>各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。</p> <p>(1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。</p>
廿日市市	廿日市市 佐伯町 吉和村	編入	H15.3.1	<p>(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。 ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。 ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。</p> <p>(6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。</p>